

第1回公立保育園移管法人選考委員会（田浦保育園） 議事録

日 時 令和6年5月31日（金）

9時30分～11時

場 所 はぐくみかん会議室4

【出席委員】

坂梨 薫、佐藤 真衣、塩塚 定雄、宮田 丈乃、塩塚 定雄 （50音順、敬称略）
（※藤崎 啓造委員は挨拶後、退室）

【事務局】

民生局福祉こども部子育て支援課 3名（有川課長、青木主査、宮本（記録者））

【委員会の成立確認】

委員総数5名中4名出席につき、委員会の成立を確認した。

【議 事】

- （1）委員長の選出について
- （2）傍聴に関する実施要領の改正について
- （3）公募実施スケジュール（案）について
- （4）公募要項（案）について

【配付資料】

- 資料1 公立保育園移管法人選考委員会条例
- 資料2 委員名簿
- 資料3 公立保育園移管法人選考委員会の傍聴に関する実施要領（案）
- 資料4 田浦保育園移管法人公募スケジュール（案）
- 資料5 移管法人募集要項（案）
- 資料6 応募手続き及び申込書類について（案）

【審議結果】

- （1）委員長の選出について

宮田委員から推薦された坂梨委員が委員長に就任した。

続いて、坂梨委員長が藤崎委員を委員長職務代理者に指名した。

(2) 傍聴に関する実施要領の改正について【資料3】

案のとおり了承された。

(3) 公募実施スケジュール(案)について【資料4】

案のとおり了承された。

(4) 公募要項(案)について【資料5】・【資料6】

事務局から資料5～6に基づき、説明を行った。委員からいくつかの質疑が出たが、案のとおり了承とされた。事務局が誤植等の細部の修正を行ったうえで、公募要項を完成させる。(【議事概要】参照)。

【議事概要】

(宮田委員)

配付資料5の1ページ「3 新設保育園の定員について」だが、移管後の基本的な定員構成が2歳児以降は各クラス11名となっているが、毎年度新しい園児が入ってこられるよう流動的な構成としてもよいのではないか。

(事務局)

現在の田浦保育園の定員は90名だが、在籍人数は60～70名であることを考慮し、基本的な定員構成を60名とした。

田浦保育園の園児が移管後もそのまま在園できる最低限の人数を想定したものであるが、事業者がこの人数を超える定員を提案することも可としている。

(宮田委員)

そのような事情があるのならば、定員構成はこのままで差し支えない。

(宮田委員)

配付資料5の2ページに「保育園敷地の占用期間は10年以内とし、更新は原則2回まで」とあるが、占用期間は20年までということか。配付資料5の23ページの表中の施設の耐用年数は、ほとんどが20年を超えるが、施設の耐用年数を残したまま更新が終了してしまうということもあり得るのか。

(事務局)

最初の占用許可で10年間、その後2回の更新で合計30年を基本的な占用期間として想定している。また、3回目以降の更新を認めないというわけではなく、保育ニーズに応じて延長する余地があると考えている。

(宮田委員)

配付資料 5 の 21 ページの「基本的な定員構成 (60 名) に応じた基準」の中で、食品庫は★印 (現園舎において既設の設備であり、新園舎でも同様に設置することがより望ましい設備) となっている。運送業の働き方改革の影響で、食材の納入が毎日ではなく、2～3 日に 1 度となることも出てきたため、安全に食品を保管するスペースの確保は重要だと考える。

また、保育士や調理員の休憩室の確保についても、福利厚生観点からは重要だと考える。可能であれば、これらの施設については、必置の設備に準じた取り扱いを検討してもらいたい。

(事務局)

募集要項では法令上の最低基準を示し、1 次選考では基準をクリアしているか否かをチェックする。2 次選考では、施設整備計画を含めた総合的な観点から採点を行うことができる。食品庫や休憩室などの設備についても、プレゼンテーションでの提案を踏まえて、委員それぞれの視点から点数の加減を行っていただきたい。

また、本日の審議の議事録は、本市ウェブサイト上に公開されることになるため、委員がどのような視点で採点を行うかを考慮したうえで、事業者側の提案がなされることと思われる。機会をとらえて、事業者側にもこのような意見があったことを伝えることとしたい。

(宮田委員)

より良い事業者が選ばれるような方法であれば、ありがたい。

(坂梨委員長)

議事録が公開されるということであるので、宮田委員の意見を踏まえ、事業者側がどのような提案がふさわしいか工夫することになるのではないかとと思われる。

(佐藤委員)

配付資料 5 の 28 ページの「イ 調理員は、調理師又は栄養士の資格を有する者であることが望ましい」とあるが、調理員は有資格者でなくても職務につけるものなのか。

(事務局)

法令上調理員の資格要件については定めがないので、資格がなくても職務につくことは可能である。また、栄養士の資格を持つ職員を配置することで、施設が受け取る給付費に加算がつくといった制度はある。

(宮田委員)

資格を持たない調理員の中には、2年間の実務経験を経て、就職後に調理師の資格を取得する者も多い。

(佐藤委員)

有資格者を1名以上置くこととする条件としたほうが安心ではないかと感じた。

(事務局)

2次選考のプレゼンテーションで、委員から有資格者の配置について質疑を行い、事業者からの回答を採点に加味することも可能である。

(宮田委員)

直営で給食を提供している施設では、実際には有資格者を1～2名以上配置していることがほとんどである。一方で、給食提供を委託している施設では、有資格者を配置していないことも多い。プレゼンテーションでは、事業者に「調理業務を直営とするのか、委託とするのか」について質問をしてみると参考になる。

(佐藤委員)

2次選考では、そのような視点を踏まえて審査を行っていききたい。

(事務局)

質疑の時間が必要なことを踏まえ、複数の事業者が2次選考に進んだ場合には余裕のあるタイムスケジュールを組んでいくことを考えたい。

(宮田委員)

今回の田浦保育園の公募に関しては、事業者からの反響はどの程度あったのか。

(事務局)

田浦保育園の移設民営化する情報は、一昨年度においてすでに公表済であるが、その後公募の開始時期などについて事業者側から何度か問い合わせをいただいた。また、指定管理者であるベネッセ・スタイルケアからも公募参加を前向きに検討したいとの返答があった。

(宮田委員)

移管法人決定後、1年間で園舎を建設し民営化するスケジュールとなっているが、非常にタイトだと思う。

(事務局)

確かにタイトではあるが、民営化は年度の区切りで行わなければならないことから、最短のスケジュールを組んでいる。公平・公正な選考を実施することを基本として、事業者が早めに準備に取り掛かれるよう、公募要項案や審議の内容などの情報開示は早めに行っていく。

(宮田委員)

占用敷地の引き渡しが予定どおり完了しなければ、事業者は園舎建設に着手できないが、田の浦公園プールの解体はスケジュールどおりに完了するのか？

(事務局)

今年度中に解体工事が完了するよう、公園建設課が準備を進めている。解体工事の請負業者が決定次第、地元に対して工事の説明会を実施する予定である。

新園舎建設と並行して、プール解体後の公園広場についても整備工事を行うが、地元の意見を取り入れながら実施していきたい。

次回の２次選考は、９月２６日(木)に実施する方向で調整中であるが、当日のタイムスケジュールについては応募状況などを踏まえて検討させていただきたい。

＊この議事録は、委員等の発言を事務局において要点筆記したものです。

以上